

変更賦課金要綱

平成 29 年 4 月 1 日 実 施

東 北 電 力 株 式 会 社

変更賦課金その他の実施条件の内容

1 適用

当社が、振替供給契約または受給契約等（以下「当該契約」といいます。）にもとづいて連系線を利用され、または、連系線の利用を希望される事業者等（以下「契約者」といいます。）から変更賦課金を申し受ける場合の変更賦課金その他の実施条件は、この変更賦課金要綱（以下「この要綱」といいます。）によります

2 要綱の変更

当社は、この要綱を変更することがあります。この場合には、変更賦課金その他の実施条件は、変更後の変更賦課金要綱によります。

3 単位および端数処理

この要綱において変更賦課金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 30分ごとの計画変更賦課金対象電力量および通告変更賦課金対象電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 変更賦課金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

4 契約の申込み

契約者は、当該契約の申込みとあわせて、当社所定の様式により変更賦課金契約の申込みをしていただきます。

5 契約の成立および契約期間

- (1) 変更賦課金契約は、変更賦課金契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、当該契約と同じといたします。

6 変更賦課金

- (1) 変更賦課金は、イ(ハ)によって算定された計画変更賦課金およびロ(ハ)によって算定された通告変更賦課金の合計といたします。

イ 計画変更賦課金

(イ) 適用範囲

連系線を利用する日または連系線の利用希望日（以下「利用日」といいます。）

の7日前の午後5時において、利用日の30分ごとの会社間連系点等の託送可能量が、その30分の系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量の5パーセントを下回り、かつ、その30分の連系線利用計画の値を減少することにとまない、当該会社間連系点等の託送可能量が増加する場合で、契約者が利用日の7日前の午後5時から利用日の前日の午前12時までの間にその30分の当該連系線利用計画の10パーセント相当（以下「計画変更許容電力量」といいます。）をこえて、当該連系線利用計画の値を減少するときに適用いたします。

(ロ) 計画変更賦課金対象電力量

計画変更賦課金対象電力量は、30分ごとに次の式により、電力広域的運営推進機関によって算定された値といたします。

計画変更賦課金対象電力量 = 基準計画電力量 - 前日計画電力量 - 計画変更許容電力量

なお、基準計画電力量とは、連系線利用計画における30分ごとの電力量の計画値であって、利用日の7日前の午後5時において当社に通知されている値をいい、前日計画電力量とは、連系線利用計画における30分ごとの電力量の計画値であって、利用日の前日の午前12時において当社に通知されている値をいいます。

(ハ) 計画変更賦課金

計画変更賦課金は、その1月の計画変更賦課金対象電力量の合計値に送配電等業務指針にもとづき電力広域的運営推進機関が定めた変更賦課金単価を適用してえられる金額といたします。

ロ 通告変更賦課金

(イ) 適用範囲

利用日の前日の午後5時において、利用日の30分ごとの会社間連系点等の託送可能量が、その30分の系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量の5パーセントを下回り、かつ、その30分の連系線利用計画の値を減少することにとまない、当該会社間連系点等の託送可能量が増加する場合で、契約者が利用日の前日の午後5時以降にその30分の当該連系線利用計画の10パーセント相当（以下「通告変更許容電力量」といいます。）をこえて、当該連系線利用計画の値を減少するときに適用いたします。

(ロ) 通告変更賦課金対象電力量

通告変更賦課金対象電力量は、30分ごとに次の式により、電力広域的運営推進機関によって算定された値といたします。

通告変更賦課金対象電力量 = 前日通告電力量 - 最終通告電力量 - 通告変更許容電力量

なお、前日通告電力量とは、30分ごとの電力量の計画値であって、利用日の前日の午後5時において確定されている値をいい、最終通告電力量とは、30分ごとの電力量の計画値であって利用日において確定される値をいいます。

(ハ) 通告変更賦課金

通告変更賦課金は、その1月の通告変更賦課金対象電力量の合計値に送配電等業務指針にもとづき電力広域的運営推進機関が定めた変更賦課金単価を適用してえられる金額といたします。

(2) (1)にかかわらず、次の場合は、変更賦課金の対象といたしません。

- イ 不可避的な変更
- ロ 系統運用上必然的な変更
- ハ 発電機の故障等による変更
- ニ その他送配電等業務指針に定めのある変更

7 変更賦課金の算定および算定期間

変更賦課金の算定は「1月」を単位として行ない、算定の対象となる期間（以下「算定期間」といいます。）は、利用日を基準とし、毎月1日から当該月末日までの期間といたします。

ただし、当該契約に係る電気の供給を開始し、または当該契約が消滅した場合の変更賦課金の算定期間は、開始日から開始日の属する月の末日までの期間または変更賦課金契約が消滅した日の属する月の月の1日から消滅日の前日までの期間といたします。

8 支払義務の発生および支払期日

(1) 契約者の変更賦課金の支払義務は、変更賦課金の算定期間の翌々月1日に発生いたします。

(2) 変更賦課金は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。

ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日はその翌営業日といたします。

- イ 振替供給契約にもとづいて連系線を利用される場合で、振替供給契約が解約となったとき。
- ロ 契約者が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- ハ 契約者が破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
- ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

へ その他の理由で契約者に明らかに変更賦課金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

(3) 契約者が(2)イからへまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおり取り扱います。

イ 契約者が(2)イからへまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した変更賦課金で、かつ、当社への支払いがなされていない変更賦課金（支払期日を超過していない変更賦課金に限ります。）については、契約者が(2)イからへまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、契約者が(2)イからへまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合には、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

ロ 契約者が(2)イからへまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する変更賦課金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

9 支払方法

(1) 変更賦課金は、毎月、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、契約者の負担といたします。

(2) (1)の支払いは、契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

(3) 変更賦課金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、変更賦課金に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者から申し受けま

す。

(4) 変更賦課金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

10 その他

この要綱に記載のない事項については、契約者と当社との協議によって定めます。

ただし、当社が必要とする場合は、契約者、電力広域的運営推進機関および当社の協議によるものといたします。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施いたします。